

「学校いじめ防止基本方針」

盛岡市立厨川小学校

I いじめ行為に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自死などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。しかしながら、小学生という発達段階を考えた際、人間形成の途上にある児童らが、学校の内外で何らかの人間関係上のトラブルを生じることは決して珍しいことではなく、また、そのトラブルの多くは、国が示す「いじめの定義」に照らし合わせたとき、いじめとして認知されるケースに該当する場合も少なくない。昨今では、認知件数の増加に合わせて、重大事態への対応を適切に求められている現状もある。

こうした中、本校は、「強いからだ」「豊かな心」「正しい知恵」を学校の教育目標に掲げ、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。また、学校は、児童の「人間関係づくりの練習の場」とであるという考え方からも、いじめ問題について対応していく。児童は、学校生活の中で、年齢や発達段階に応じた「人間関係づくりの方法や態度」を習得する必要がある。指導の中で認知された一つ一つの事案と丁寧に向き合い、児童・家庭とともに解決に向けて粘り強く取り組むことで、児童の「人間関係づくり」の力を育成していく。

2 いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- (2) いじめはどの児童にも起こりうるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものである。
- (3) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (4) いじめは気づきにくいところで行われることが多いので、些細な兆候や児童の小さな

変化、信号等を見逃さないようにすることが大切である。

(5) いじめは教師の児童観や指導の在り方とかかわる問題であり、家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっていることを念頭におき、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4 本校の特色を生かしたいじめ防止の基本方針

(1) 生活科・総合的な学習、外国語学習、算数等の教育研究活動の積み重ねをもとに、興味関心・知的好奇心をゆさぶる授業づくり、学級経営を通していじめ防止を図る。

(2) うさぎやくじゃくの飼育を通して環境教育の充実を図ることで、豊かな心の育成を実現し、いじめの未然防止につなげる。

(3) 保護者や地域の強力な支援体制を活かし、コミュニティスクール構想や社会に開かれた教育課程の実現を具体化する中で、健やかで豊かな人間性を育む。

5 学校の教育目標と目指す学校像

「150年の歴史と伝統をふまえ、未来にはばたく厨川小学校」を基本概念に掲げ、学校の教育目標を、次のとおり設定します。

- | | |
|---------|---|
| 1 強いからだ | ・めあてを持ち、進んで運動する子ども
・健康、安全に気を付け生活する子ども |
| 2 豊かな心 | ・互いに尊重しあい、自分のよさを伸ばす子ども
・動植物に親しみ、素直に明るく生活する子ども |
| 3 正しい知恵 | ・進んで学習に取組、課題を追求する子ども
・正しい思考力や判断力、豊かな表現力を身につけた子ども |

学校の教育目標の具現化に向け、次のような経営方針及び経営目標を設定します

<学校経営の方針>

◎子ども一人ひとりをかけがえのない人間として尊重しながら、確かな資質・能力・態度を培う教育活動をもって、子どもたちの良さや可能性を伸ばします。

◎地域と共に在り続ける学校として、社会に開かれた教育課程の実現を目指します。

<学校経営の目標>

子どもたちが明るく元気に登校し、仲間とともに主体的に学びながら、正しい価値観をもって生き抜く力を育む学校づくりに努める。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

(1) 学級や学年、学校が児童の心の「居場所」となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組むとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気学校全体に醸成していく。

(2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進するとともに、あいさつや廊下歩行、黙働を重点にして、基本的な生活習慣の確立を図り、落ち着いた生活ができるようにする。

(3) すべての教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に

対する達成感・成就感をもたせる。

- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実努める。
- (6) いじめの防止に向けて、保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図る。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 保健教育の中で、心身の発育・発達や心の健康、毎日の生活とストレスのある社会について理解し、不安や悩みには色々な対処の方法があることを知り、実践する力を育む。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

- (1) 構成員 校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター
学年主任、教育相談担当、養護教諭（事案によって担任）
- (2) 取組内容
 - ア いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめにかかわる研修会の企画立案（生徒指導研修会、講演会等の開催を含む）
 - ウ 未然防止、早期発見の取組 エ アンケート及び教育相談の実施
 - オ いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進
- (3) 開催時期の原則
 - ア 毎月1回定例会を開催する。（職員会議の場で、情報交換も含め定例開催する）
 - イ 基本の年間計画に沿った形で開催する。
 - ウ 事案発生時は、「いじめ対策委員会」を緊急開催し、事態の収束まで随時開催する。
- (4) 年間計画
 - 4月 始業式前に「学校いじめ防止基本方針」を確認する場を持つ。
※職員の読み合わせの中で、今年度の改訂部分の検討を行う。
 - 4月～3月 職員会議において定例の「いじめ対策委員会」を実施
※全校での共有児童、いじめ案件の報告等を行う。
 - 6月 対策委員会においてアンケート内容の精査といじめ認定
※併せて、いじめ問題における校内体制や取組の点検（市教委報告）
 - 10月 対策委員会においてアンケート内容の精査といじめ認定
 - 2月 対策委員会においてアンケート内容の精査といじめ認定
※設置者への報告についての検討も含む
※いじめ解消にかかわる不定期な検討会も含む
 - 3月 対策委員会において年間の取組の振り返りを実施する。

4 児童の主体的な取組

- (1) 年間計画に基づいた、児童会活動（6月「思いやりの心」、10月「いじめ対策」）
- (2) 仲間を大切にすることをねらいとしたクラブ活動
- (3) 地区ごとのリーダーを中心とした異学年集団による登校班

5 家庭・地域との連携

- (1) P T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (2) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳科や特別活動等の授業を公開する。
- (3) 「生徒指導だより」の発行による啓もう活動を行う。
- (4) H Pによる方針の周知

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会（生徒指導主事が中心となって行う）を行う。
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断（学校評価のアンケートに合わせて実施）を行う。
- (3) 認知件数等の校内情報を共有する機会を職員会議等で設け、その都度対応策について検討しながら、その場が事例研修にもなるよう位置付ける。

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。学級担任は、一人勉強ノートや連絡帳等も活用する。養護教諭は、保健室経営において、観察したことを担任と共有するよう心がける。また、定期的なアンケートによって認知の精度をあげるように努力する。
- (3) 授業中はもとより、休み時間や放課後においても児童の様子に目を配るとともに、遊びやふざけあいのように見えるいじめ、課外活動中の見えにくいいじめ等についても教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (4) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (5) 地域や関係機関と日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

- (1) 児童を対象としたアンケート調査（年3回 6月 10月 2月）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査（年1回 10月）
- (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査・保護者からの教育相談（随時）
- (4) 心の日相談週間（各月の第一週）

3 相談窓口の紹介

いじめの相談窓口を下記のとおりとする。機会をとらえて、繰り返し児童・保護者に周知
○日常のいじめ相談（児童及び保護者）・・・・・・全教職員が対応

- スクールカウンセラーの活用 教育相談担当
- 地域からのいじめ相談窓口 地域連携教員
- インターネットを通じて行われるいじめ相談 . . 学校または所轄警察署
- 岩手県HP掲載窓口
 - ・盛岡いのちの電話 019-654-7575 <http://moriokainochi.lomo.jp/> (外部リンク)
 - ・自殺予防いのちの電話：0120-783-556 <https://www.inochinodenwa.org/> (外部リンク)
 - ・いのちの電話インターネット相談 <https://www.inochinodenwa-net.jp/> (外部リンク)
 - ・こころの相談電話 019-622-6955
 - ・こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556
 - ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 <http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>
 - ・こどもの人権110番(盛岡法務局) 0120-007-110 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>
 - ・チャイルドライン 0120-99-7777 <http://childline.or.jp/index.html> (外部リンク)
 - ・ふれあい電話(岩手県総合教育センター) 0198-27-2331
<http://www1.iwate-ed.jp/06soudan/index.html> (外部リンク)
 - ・青少年なやみ相談室 019-606-1722 メール相談：nayami@aiina.jp
<https://www.aiina.jp/site/seishounen-nayami/> (外部リンク)
- ※市町村設置の相談窓口 019-651-7830
 盛岡市教育委員会学校教育課教育相談室
- ※24時間いじめ相談電話(県教委) 019-623-7830 (24時間対応)
- ※こども相談室(盛岡市) . . 盛岡市神明町3-29 盛岡市保健所1階 019-613-7520 (8:30~17:30)
 メールアドレス：kodomosoudan@city.morioka.iwate.jp
 問い合わせフォーム：<https://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/ikuji/1047737.html>

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、直ちに行為をやめさせるとともに、対象となった相手の苦痛や苦悩に思いを巡らせ、相手の気持ちを考えて行動すること、相手を尊重することの大切さを毅然とした態度をもって指導する。
- (3) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。大前提としていじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認を進める。聞き取りは、原則複数で行い、記録を適切に取る。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめ事案について、校内の生徒指導の範疇で対応する事案であるか、市教委への報

告、警察への通報、重大事態に発展する可能性等を適切に判断する。

- (4) いじめの事実が確認された場合は、当該事案の収束を図りつつ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を計画的かつ継続して行う。
- (5) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行ったり校内支援センターでの学びを保障したりするなど、児童の安全や学びの機会の保障の措置を講じる。その際、児童の状況を適切に捉えるために保護者との情報共有を綿密に行う。
- (6) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行う。
- (7) 教育上必要があると認められるときは、校長は、学校教育法施行規則第 26 条の規定に基づき、適切に児童に懲戒を与える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、自分たちの問題を自ら解決しようという態度を育成し、再発の防止につなげる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、盛岡市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、専門家や盛岡市教育委員会の指導を受けながら、適切に、かつ、迅速に対応する。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害を受けるおそれがある場合は、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用の状況を定期的にモニターしながら、家庭との連携を図った利用環境の啓蒙、情報教育の推進を計画的に行う。

6 いじめの解消

- (1) 解消の二条件を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する。(二条件 ①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと)
- (2) いじめ認知から三か月をめどとして、解消についての検討を行うとともに、いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守りを行っていくようにする。
- (3) 生徒指導ファイル等を用い、いじめの解消までの経過についても記録を残しながら、進級、進学の際の引継ぎに活用する。

V 重大な事態への対処

1 重大事態とは【いじめ防止対策推進法第 28 条 1】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。（1）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※（一）に当たるケースとしては、「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などが考えられる。（二）においては、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安と考える。留意すべき点として、事案の発生時や、欠席が続き始めた時点で重大事態であることが予想されない場合があり、その判断は難しい。保護者からの訴えや 3 日以上欠席が続く場合は、つねに重大事態に至る可能性があることを考慮した対応を取れるようにしておく必要がある。

2 重大事態への対処【いじめ防止対策推進法第 28 条 2・3】

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。（2）

第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。（3）

3 重大事態の報告

- （1）学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（盛岡市教育委員会）に報告する。事案の内容によって、その事案自体すぐに重大事態であると認知して報告する場合と、重大事態に至る可能性があるという段階で報告する場合があることを確認する。前者は、自殺、怪我、金品への被害が考えられ、後者は、登校しぶり、不登校の被害が考えられる。後者については、その月に連続もしくは不連続で 7 日を超える場合は、いじめの重大事態の可能性を考慮しながら状況を確認するとともに、その旨市教委へ報告する。重大事態に至るよりも相当前の段階から、欠席の継続等により予測できる事態においても、速やかに学校の設置者への報告相談を行い、情報を共有するとともに、対応等の準備作業に取り組む。
- （2）児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、即時的に重大事態が発生したものとして対処する。

4 重大事態の調査

※重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、設置者主体となるかの判断を市教委と連

携のうえ決定するとともに、その際、第三者のみの構成となるか、市教委や学校職員中心とした組織に第三者を加える体制とするかについても、適切に判断する。

※調査実施前に、被害児童・保護者に対して「調査の目的・目標」「調査主体」「調査時期・期間」「調査事項・調査対象」「調査方法」「調査結果の提供」について説明を行う。

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文科省）」に沿った対応を徹底する。

■学校が調査の主体となる場合

市教委の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。ただし関係者の個人情報については十分に配慮する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■設置者が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI その他

1 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、「いじめの未然防止・いじめの早期発見にかかわる取組」を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

2 校務の効率化（働き方改革の推進）

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう校務分掌の適正化を図り、組織体制を整えるなど、校務の効率化に努めるようにする。

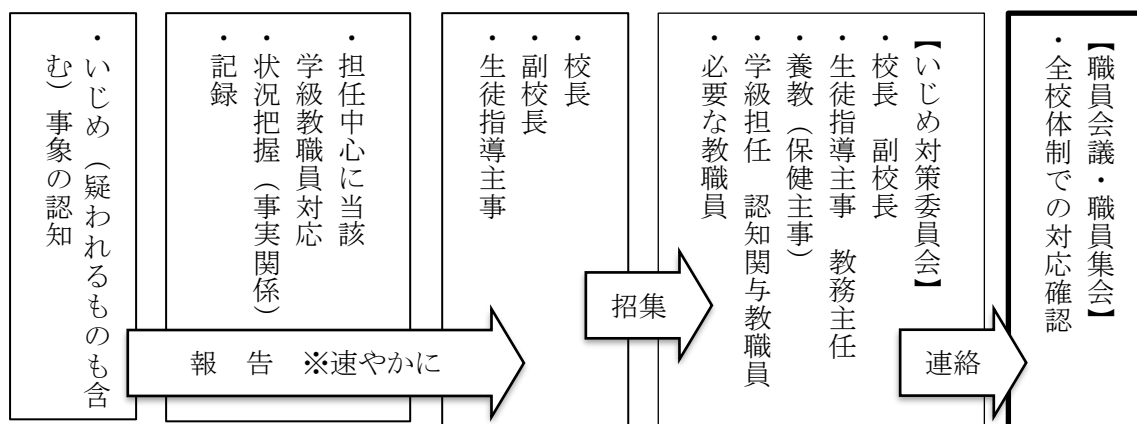
3 保護者・家庭、地域、関係機関との連携

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、学校報等で保護者や地域に公開することを通して、学校のいじめ防止策への理解と協力を得るよう努める。また、より多くの窓口を通して児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域、関係機関が組織的に連携・共同する体制を構築する。

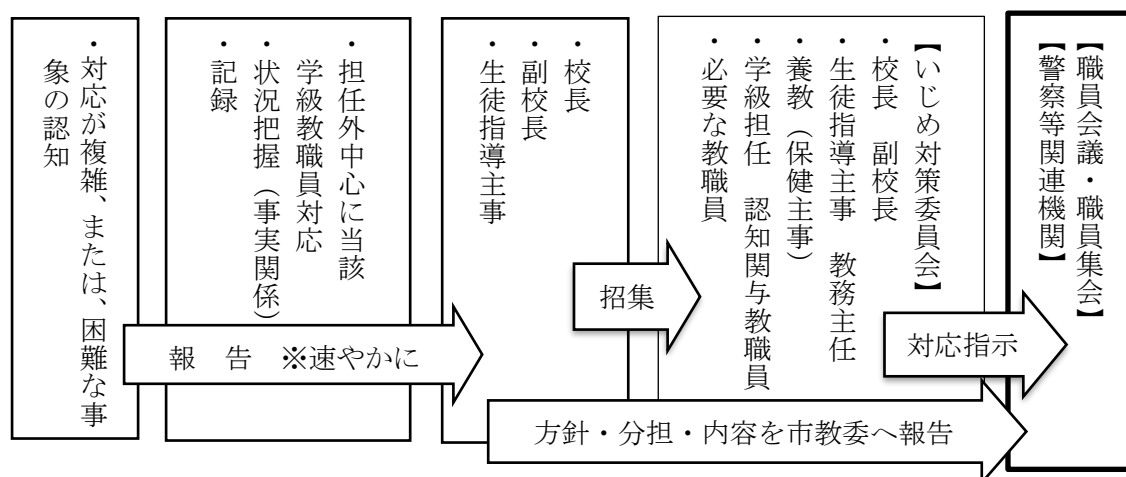
VII 対応手順マニュアル・具体的指導支援・対応フローチャート

1 対応手順マニュアル

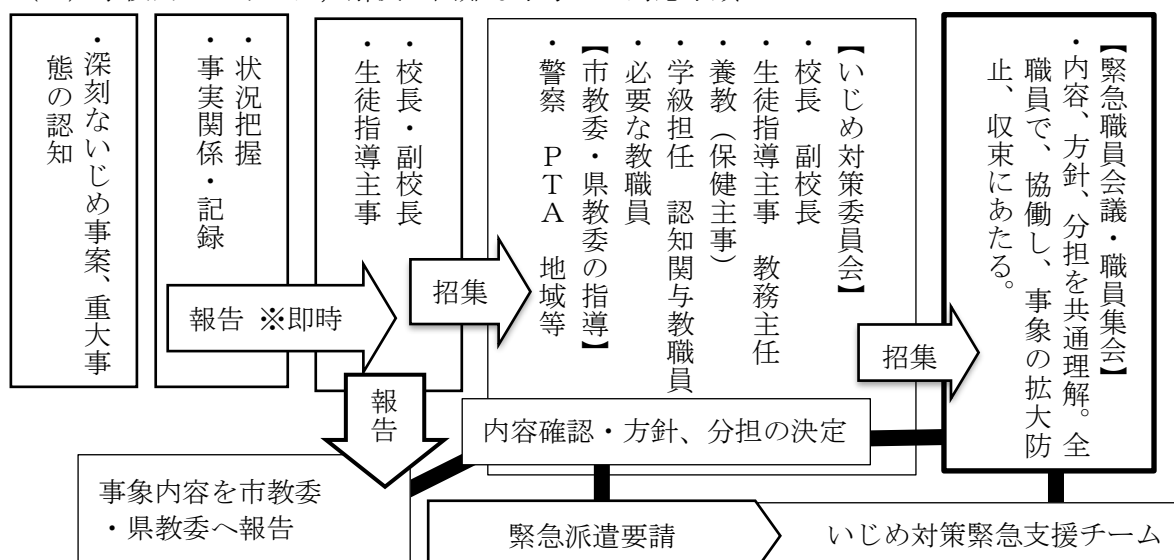
(1) 学校内での解決を目指す事象への対応手順



(2) 学校内で解決を目指す、対応が複雑または困難な事象への対応の手順



(3) 学校内だけでは、解決が困難な事象への対応手順



2 具体的な指導・支援の内容

- ・報告，連絡，相談，記録を徹底しながら，以下の対応を実施すること。
- ・いじめ行為の背景に横たわる問題をしっかり見極め，解決の方法を考えて迅速に対応すること

【被害者・加害者・観衆，傍観者への指導，支援の具体】

	被害者への支援	加害者への指導	他の児童 (観衆・傍観者) への指導・支援
教師の 対応	・共感的に受け止める姿勢で，真摯に対応する。	・毅然とした態度で対応する。	・三者すべてを守るという姿勢で対応する。
伝える こと	・学校として，「何としても守るという姿勢を示すこと。 ・プライバシーの保護に十分配慮すること。	・いじめられた側の心の痛みを配慮すること。 ・自分の行為が重大な結果につながったこと。 ・いじめは決して許されない行為であること。	・いじめられた側の心の痛みを配慮すること。 ・いじめを見て見ぬふりをせず，大人にすぐに知らせる勇気をもつこと ・プライバシーの保護に十分配慮すること。
確認する こと	・身体被害の状況（負傷している場合，病院での診察状況） ・金品の被害状況 ・警察への被害申告の意思 ・カウンセリングの必要性 ・適応指導教室での対応の必要性	・カウンセリングの必要性	・カウンセリングの必要性
留意する こと	・再発や潜在化 ・PTSD自殺危険度のアセスメント	・加害者の心理的背景 ・加害者が被害者になること	・観衆，傍観者も被害者になること
付けたい 力	・SOSを出せる子	・いじめをしない子	・気付いて大人に知らせられる子，助けられる子

3 対応フローチャート（いじめを認知した際の、組織的対応）

